

29文科初第1437号

平成30年2月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学事務次官

戸 谷 一 夫

(印影印刷)

学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）

文部科学省では、平成29年6月22日に、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について中央教育審議会に諮問を行い、同年12月22日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「中間まとめ」という。）が取りまとめられました。これを踏まえ、文部科学省として、同月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」（以下、「緊急対策」という。）を別添の通り取りまとめましたので、お知らせします。文部科学省としては、緊急対策において、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしており、今後も、「学校における働き方改革」を進めるに当たり、関係者への情報提供や必要な予算の確保に努めるなどの取組を進めてまいります。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒

と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、下記の点に留意しながら、高等学校や特別支援学校等の学校種の違いにも配慮しつつ、必要な取組の徹底をお願いします。その際、学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮されるようお願いいたします。

学校における業務改善については、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）及び学校現場における業務改善に係る取組の徹底について（通知）」（平成 29 年 6 月 22 日付け 29 文科初第 509 号）等により、取組の徹底をお願いしているところですが、今般、中間まとめにおいて学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化、学校が作成する計画等の見直し等の観点から、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、今後の対応に当たっては、本通知に基づき、適切に対応されるようお願いいたします。

また、勤務時間管理については、上記通知等により、厚生労働省において平成 29 年 1 月 20 日に定められた「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下、「厚生労働省のガイドライン」という。）に基づき適切に対応されるよう周知しているところですが、今後とも、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、適切に対応されるようお願いいたします。

このほか、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る今後の対応に当たっては、中間まとめ及び緊急対策を参考とされるようお願いいたします。

文部科学省としても、各教育委員会における学校の業務改善のための取組状況について定期的にフォローアップしてまいります。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いいたします。

記

教育委員会において取り組むべき方策としては、以下の事項が挙げられる。各教育委員会においては、これらの取組について、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて、順次適切に取組を進めること。

1. 学校における業務改善について

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

- ①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ
- ②事務職員の校務運営への参画の推進
- ③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援
- ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築
- ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築
- ⑥関係機関との連携・協力体制の構築
- ⑦学校・家庭・地域の連携の促進
- ⑧統合型校務支援システム等の I C T の活用推進
- ⑨研修の適正化
- ⑩各種研究事業等の適正化
- ⑪教育委員会事務局の体制整備
- ⑫授業時数の設定等における配慮
- ⑬各学校における業務改善の取組の促進

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ①登下校に関する対応
- ②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応
- ③学校徴収金の徴収・管理
- ④地域ボランティアとの連絡調整

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

- ⑤調査・統計等への回答等
- ⑥児童生徒の休み時間における対応
- ⑦校内清掃
- ⑧部活動

【教師の業務だが，負担軽減が可能な業務】

- ⑨給食時の対応
- ⑩授業準備
- ⑪学習評価や成績処理
- ⑫学校行事等の準備・運営

⑬進路指導

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

1. 学校における業務改善について

中間まとめにおいて、これまで学校・教師が担ってきた業務の中には、半ば慣習的に行われてきたが一定の教育的効果が指摘される業務もある一方、限られた時間の中で、教師一人一人の授業準備や自己研鑽^{さん}等の時間を確保するとともに、意欲と高い専門性をもって、今まで以上に一人一人の児童生徒に丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現するためには、学校が担うべき業務、教師が担うべき業務を改めて整理した上で、教師の専門性を踏まえ、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていくことが必要であるとされたことに留意し、以下の方策に取り組むこと。

(1) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

①業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ

所管の学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針・計画を策定すること。その際、調査・依頼事項を含め、教育委員会が課している業務の内容を精査した上で業務量の削減に関する数値目標（K P I）を決めるなど明確な業務改善目標を定め、業務改善の取組を促進し、フォローアップすることで、業務改善のP D C Aサイクルを構築すること。また、各学校でデータ・資料の取扱いや様式をはじめとした業務実施に当たる統一的な方針を示すこと。

②事務職員の校務運営への参画の推進

学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、事務職員がより主体的・積極的に、業務改善をはじめとする校務運営に参画するとともに、採用から研修等を通じて、事務職員の資質・能力、意欲の向上のための取組を進めること。また、勤務の実情を踏まえつつ、事務職員に過度に業務が集中することにならないよう、法制化された共同学校事務室の活用や、庶務事務システムの導入等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教師の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を積極的に進めること。

③専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

「チームとしての学校」として、事務職員や専門的な知見をもち、児童生徒により効果的な指導・助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活指導員等の専門スタッフとの役割分担を明確にし、専門スタッフが学校に対して理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修等を実施するとともに、人員が確保できるよう学校に対して必要な支援を行うよう努めること。

④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築

これまで学校が担ってきた業務について、域内で統一的に実施できるものについては、できる限り地方公共団体や教育委員会が担っていくとともに、各学校が組織的・継続的に業務改善に取り組めるよう、児童生徒を取り巻く問題について法的アドバイスを受けることや、学校と保護者・地域住民の間でのトラブル等の課題に直面した際の解決に向けた学校に対する支援を教育委員会が積極的に進めるなど、学校が教育活動に専念することができるような支援体制を構築するよう努めること。

⑤業務の管理・調整を図る体制の構築

文部科学省の取組を参考に、給与負担者である教育委員会において、正規の勤務時間や人的配置等を踏まえ、教職員の業務量について俯瞰（ふかん）し、学校に対して新たな業務を付加する場合には積極的に調整を図る体制を構築すること。

⑥関係機関との連携・協力体制の構築

各学校が関係機関や地域・保護者との連携を一層強化するために必要な支援や体制を構築すべきであり、特に、学校が直面してきた課題に関係があると思われる福祉部局・警察等関係機関との連携を促進するために教育委員会が主導して連携・協力体制を構築すること。

⑦学校・家庭・地域の連携の促進

地域・保護者との連携については各学校における取組を踏まえつつ、教育委員会としても、所管する学校への学校運営協議会の設置が努力義務化されていることを踏まえ、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校をいう。）の導入に取り組むとともに、法制化された地域学校協働活動推進員の委嘱等により、地域学校協働活動を推進すること。また、地域や保護者に教育委員会の考えを直接示す機会を設けるなど、学校の取組が理解されるような取組を積極的に行うこと。

⑧統合型校務支援システム等のICTの活用推進

統合型校務支援システムの導入により、指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を積極的に進めること。その際、都道府県と域内の市町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めること。

⑨研修の適正化

教師の研修については、教師の資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。また、実施時期の調整など工夫をすることにより、教職員がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。

⑩各種研究事業等の適正化

教育委員会の学校指定による先導的な研究や、各種研究会により事実上割り当てられたようなものなどの学校における研究事業については、研究テーマの精選や、報告書の形式を含めた成果発表の在り方など、教師の負担面にも配慮すること。

⑪教育委員会事務局の体制整備

教育委員会においても、所属職員の業務の適正化が図られるよう、体制整備の実現に期するべく、組織内でも業務の精選等を積極的に実施するとともに、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等と共通理解を深めること。

⑫授業時数の設定等における配慮

警報発令や感染症による休校や学級閉鎖等も想定した必要な授業時数の確保や、指導内容の確実な定着を図る観点から、標準を上回る適切な指導時間を設定することは想定されるが、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査し、教師の時間外勤務の増加につながらないように、各学校における教育課程の編成・実施に当たっては、教師の「働き方改革」に十分配慮すること。

⑬各学校における業務改善の取組の促進

各学校に対して以下の点を踏まえた業務改善の取組を促し、必要な支援を行うこと。

- ・業務を洗い出し、可視化し、見直していくこと。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職は学校の重点目標や経営方針を

明確化し、その目標達成のために真に必要な業務に注力できるようにすること。

- ・管理職は教職員の組織管理や時間管理，健康安全管理をはじめとしたマネジメントを着実に行うこと。
- ・教職員一人一人が，自らの業務一つ一つについて，より効果的に行うことができるか，適正化の観点から見直すこと。
- ・学校の重点目標や経営方針において，教職員の働き方に関する視点も盛り込み，学校全体で取り組むこと。
- ・教職員間で業務の在り方，見直しについて話し合う機会を設け，その話合いも参考にしながら，管理職は校内の業務の在り方の適正化を図ることができるような学校現場の雰囲気づくりに取り組むこと。
- ・地域・保護者や福祉部局・警察等関係機関との情報共有を緊密に行いつつ，適切な役割分担を図るよう努めること。
- ・保護者や地域住民との学校経営方針の共有を図るとともに，地域・保護者との連携については，保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度の活用や，地域学校協働活動を推進すること。

(2) 中間まとめにおいて示された業務の在り方に関する考え方を踏まえて教育委員会が特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担及び適正化について

中間まとめにおいて，これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方が示されたところである。それを踏まえ，下記の点に留意しつつ，下記個別業務の役割分担及び適正化を図ること。

下記個別業務の他，各学校や地域の置かれた状況，各学校の教育目標・教育課程に応じて発生する業務については，服務監督権者である教育委員会において，下記個別業務についての整理を踏まえた上で，教師が専門性を発揮できる業務であるか否か，児童生徒の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から，その受皿の整備・確保を進めつつ，中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うこと。

【基本的には学校以外が担うべき業務】

①登下校に関する対応

通学路における安全確保を効果的に行うために，各地方公共団体等が中心とな

って、学校・関係機関・地域の連携を一層強化する体制を構築すること。

②放課後から夜間などにおける見回り，児童生徒が補導されたときの対応

学校・警察等関係機関・地域の連携を一層強化する体制を構築すること。

③学校徴収金の徴収・管理

学校徴収金は，銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とし，その徴収・管理を学校ではなく，教育委員会事務局や首長部局が担っていくこと。仮に，学校が担わざるを得ない場合であっても，地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲しながら，教師の業務としないようにすること。

④地域ボランティアとの連絡調整

地域ボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員等と学校の連絡調整の際の学校側の窓口としては，主幹教諭や事務職員を地域連携担当と校務分掌上位置付けて，その役割を積極的に担うことが考えられる。これを推進するため，地域連携担当教職員について，学校における地域連携の窓口として，校務分掌上位置付けるよう促進し，学校管理規則や標準職務例に規定すること。

【学校の業務だが，必ずしも教師が担う必要のない業務】

⑤調査・統計等への回答等

教育委員会による学校への調査・照会について，調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式，WEB フォーム等）の精査や，調査項目の工夫による複数の調査の一元化を行うこと。また，首長部局において学校を対象とした調査を行う場合についても，調査項目の重複排除等，報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけること。このような精査をした上で，必要な調査・統計等への回答は，例えば，教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については，事務職員等が中心となって回答するなど，可能な限り，教師や教頭・副校長等の負担を軽減するとともに，調査結果が調査対象校に共有されるよう取組を進めること。

研究指定校やモデル事業については，教育課題の変化を踏まえて，その必要性について精査・精選するとともに，申請のために必要となる計画書等の書類の簡素化等を図るとともに，各教育委員会で実施している研究事業についても，研究

テーマの精選や、報告書の形式を含めた成果発表の在り方など、教師の負担面にも配慮した事業となるよう、見直しを行うこと。

作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動を始め民間団体等からの家庭向けの配布依頼について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼について、教育委員会から学校に連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、真に効果的で必要なものに精選すること。

⑥児童生徒の休み時間における対応

全ての教師が毎日、児童生徒の休み時間の対応をするのではなく、例えば、地域人材等の参画・協力も得ながら、責任体制の明確化・十分な情報共有を図った上で、輪番等によってその負担を軽減する等の取組を行うこと。

⑦校内清掃

各学校において合理的に回数や範囲等を設定し、地域人材等の参画・協力を得たり、民間委託等を検討したりするほか、清掃指導については、輪番等によって教師の負担を軽減する等の取組を行うこと。

⑧部活動

各学校において、教師の負担の度合いや専門性の有無を踏まえ、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を進めること。

少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、生徒や教師の数、部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ・文化活動等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や民間団体も含めた地域のクラブ等との連携等を積極的に進めること。

教師の勤務負担軽減や教科指導等とのバランスという観点だけでなく、部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点からも、部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定すること。

一部の保護者による部活動への過度の期待が見られることも踏まえ、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等に取り組むこと。

部活動に過度に注力してしまう教師も存在するところであり、教師の側の意識改革を行うために、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すること。

【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】

⑨給食時の対応

栄養教諭等の配置状況も踏まえながら、学級担任と栄養教諭等との連携により、食物アレルギーを有する児童生徒に対する毎日の給食時の各学級での対応も含めてより効果的な指導を行うこと。

ランチルームなどで複数学年が一斉に給食をとったり、地域人材等の参画・協力を得たりすることにより、教師一人一人の負担を軽減するために運営上の工夫を図ること。

アレルギー対応については、学校においては、文部科学省が平成 27 年 3 月に策定した「学校給食における食物アレルギー対応指針」に示すとおり、安全性の確保のため、施設設備や人員等を鑑み、過度で複雑な対応は行わないこと。

⑩授業準備

授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を図ること。

作業を効率的に行うための I C T 設備や O A 機器の導入・更新や I C T を活用した教材や指導案の共有化とともに、都道府県教育委員会の教育センター等における教材や指導案の共有化に取り組むこと。

⑪学習評価や成績処理

学習評価や成績処理に関する業務のうち、定期テストやレポート課題といった評価資料の作成・収集や通知表・調査書・指導要録の作成等の教師が行うべき業務との分担を明確にした上で、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の下で、法令上の守秘義務が課さ

れる地方公務員（非常勤職員等）としての任用等により適切な業務を遂行できるサポートスタッフ等の積極的な参画を図ること。

教育委員会において、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減のため、I C Tを活用する環境の整備を図ること。

⑫学校行事等の準備・運営

学校行事に関する業務のうち、学校行事に必要な物品の準備、講演会の講師や職場体験活動受入れ企業との日程調整、修学旅行の運営等は、教師との連携の上で、事務職員の参画や民間委託等による外部人材等の参画を図ること。

学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を進めるとともに、地域や学校等の実情に応じて、地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど効果的・効率的な実施を検討すること。加えて、理科の野外観察や社会科の見学や観察といった調査活動など、本来、教科等の学習に相当する内容の一部が学校行事として行われている状況があることを踏まえて、カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めることも検討すること。

周年行事等、教育活動としての要素よりも地域の記念行事としての要素が大きい行事の準備は、簡素化した上で、教育委員会や保護者・P T A、地域等が中心となって行うことを積極的に検討すること。

⑬進路指導

高等学校における進路指導に関わる事務のうち、企業等の就職先の情報収集等について、事務職員あるいは民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めること。

進路指導に付随する業務である検定試験や模擬試験の実施における監督等については、可能な限り民間委託等を進めていくこと。

教師が進路指導を担う際には、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システムの導入や様式の簡素化、都道府県や市町村における様式の統一化のほか、学校における集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進めること。

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、教師について児童生徒の特

性に応じた研修の機会を確保するとともに、教師と異なる高度な専門性も必要となることから、教師との連携の上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員や母語が分かる支援員等の専門的な人材等の積極的な参画を図ること。

また、家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合については、教師が一人で抱え込むのではなく、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進めること。

(3) 学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直しについて

- ① 学校単位で作成される計画については、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、計画の統合も含め、計画の内容や学校の実情に応じて真に効果的な計画を作成することを推進すること。
- ② 各教科等の指導計画や、支援が必要な児童生徒のための個別の指導計画・教育支援計画等の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進すること。
- ③ 教育委員会において、教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、「スクラップ&ビルド」の視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていくとともに、教育委員会において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものとならず、PDCAサイクルの中で活用されやすいものになるよう取り組むこと。
- ④ 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とすること。
- ⑤ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を行うよう徹底すること。

2. 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について

- ① 勤務時間管理については、厚生労働省のガイドラインにおいて、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会に求めら

れている責務であることを踏まえ、本通知及び厚生労働省のガイドラインに基づき、教師の勤務時間管理を徹底すること。勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めること。

- ② 登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うこと。
- ③ 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。
- ④ 保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずること。
- ⑤ 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。
- ⑥ 適正な勤務時間の設定に係る取組について、各学校においては学校運営協議会の場等を活用しながら、保護者や地域の理解を得られるよう、各教育委員会も、PTA等の協力も得るため、必要な要請を行うこと。

3. 教職員全体の働き方に関する意識改革について

- ① 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であり、都道府県教育委員会等の研修でも、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成する観点を盛り込むこと。また、管理職登用の際にそのようなマネジメント能力を適正に評価すること。
- ② 管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会において、働き方に関する必要な研修を実施すること。
- ③ 校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、

管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって進めるため、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、人事評価の活用を推進すること。

- ④ 学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ、各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していくこと。また、学校の実情等を踏まえ、第三者評価についても積極的に検討していくこと。
- ⑤ 教育委員会は、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進するとともに、教育委員会が策定する業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げること。

【別添資料】学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係 鞠子，山田，齊藤，片境 TEL：03-5253-4111（代表）内線 4675

学校における働き方改革に関する緊急対策

平成29年12月26日
文部科学大臣決定

平成29年6月、文部科学大臣から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年12月22日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」という。）がまとめられた。

「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、

- 学校・教師が担う業務の明確化を通じた役割分担と業務の適正化
- 学校が作成する計画等の見直し
- 学校の組織運営体制の在り方
- 勤務時間に関する意識改革と制度的措置
- 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

という観点において、取り組むべき具体的な方策が示されたところであり、これを踏まえて、文部科学省が中心的に実施していく内容を、本緊急対策としてとりまとめ、着実に実施していく。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

（1）業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」においては、別紙1のように代表的な業務の在り方に関して考え方が示されたところである。この考え方を踏まえ、学校・教師が担うべき業務の範囲が学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成し、提示する。
- 地域や保護者をはじめとした社会全体の理解を得られるように、「学校における働き方改革」の趣旨等をわかりやすくまとめた資料を学校に提供する等、社会への普及・啓発を進める。
- 全国のエデュケーション委員会・学校に対して、業務改善の取組を進めることができるように、エデュケーション委員会・学校における業務改善の優良事例を収集・周知するとともに、エデュケーション委員会事務局職員や各学校の管理職への研修で活用しやすいような工夫等を行う。

- 民間団体等からの作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子供の体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、当該団体等に対して、教育委員会等と連携して学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- 「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」について、引き続き実施し、今後、業務改善等の実効性を更に担保するために、市町村別の実施状況を公表していくことも検討する。
- 文部科学省内に、教職員の正規の勤務時間や人的配置、業務改善の取組等の状況を踏まえて教職員の業務量を俯瞰（ふかん）し、一元的に管理する組織を整備するとともに、学校に関する業務を所管する部署は、新たな業務を付加するような制度改正等を行う際には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- 各学校が地域・保護者との連携を一層強化するため、文部科学省としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上等を進める。

（２）それぞれの業務を適正化するための取組

【登下校に関する対応】

- 通学路における安全確保を効果的に行うため、地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進める。

【学校徴収金の徴収・管理】

- 学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収・管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促す。また、それ以外の学校徴収金についても、文部科学省と先進的な地方公共団体とが協力し、公会計化に向けた好事例を提示する。

【調査・統計等への回答等】

- 調査・統計について、政府の統計改革推進会議の方針を踏まえ、統計を積極的に利用した、証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進の必要性が掲げられると同時に、ニーズの低下した統計調査の廃止、調査事項の重複排除、行政記録情報の活用による調査事項の縮減、オンライン調査の導入早期化等、報告者負担の軽減に向けた取組が掲げられていることから、文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している調査項目の洗い出しを行い、必要に応じて、重複の排除に向けた整理・統合を行う。
- 文部科学省が実施する調査と教育委員会等が実施する調査の重複排除に資する観点から、文部科学省が実施する調査については、部局間での共有を図るとともに、可能な限り、前広に教育委員会等に調査実施時期及び調査項目を提示する。あわせて、教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容・様式等（選択式、WEB フォーム等）の精査を促す。

【部活動】

- 運動部活動については、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」を踏まえ、本年度末までに、部活動の適切な運営のための体制の整備や適切な活動時間や休養日についての明確な基準の設定、各種団体主催の大会の在り方の見直し等を含んだガイドラインを作成し、提示する。また、文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について検討する必要があることから、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う。
- 部活動の顧問については、教師の勤務負担の軽減や生徒への適切な部活動指導の観点から、各校長が、教師の専門性や校務分担の状況に加え、負担の度合いや専門性の有無を踏まえて、学校の教育方針を共有した上で、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。部活動指導員については、スポーツ庁が作成予定の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守すること、部活動指導員の参画が教師の働き方改革につながる取組であること等を条件として支援を行う。
- 少子化等により規模が縮小している学校においては、学校に設置する部活動の数について、部活動指導にたけた教師の配置状況や部活動指導員の参画状況を考慮して適正化するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を積極的に進めるよう促す。
- 大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チームや地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。
- 一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等の取組も検討するよう促す。
- 各種団体主催の大会も相当数存在し、休日に開催されることも多い実情を踏まえ、各種団体においてその現状の把握と見直しを要請する。
- 将来的には、地方公共団体や教育委員会において、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境が整った上で、部活動を学校単位の取組から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも検討する。

【授業準備】

- 授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を促進する。
- 小学校中学年で外国語活動の導入や高学年での教科化に向けて、教室用デジタル教材や、教師用指導書、学習指導案例、ワークシートなど授業準備に役立つ資料を含め、新学習指導要領に対応した教材を開発し、希望する小学校に配布する。

【学習評価や成績処理】

- 学習評価や成績処理に関する業務のうち、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、法令上の守秘義務が課される地方公務員（非常勤職員等）としての任用等により適切な業務を遂行できるサポートスタッフ等の積極的な参画を促す。
- 新しい学習指導要領の下における学習評価の在り方については、現在中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において専門的な検討を進めており、検討を通じて、指導要録の参考様式の大幅な簡素化も含め、効果的で教師に過度な負担をかけることのない学習評価の在り方を示す。

【学校行事等の準備・運営】

- 理科の野外観察や社会科の見学や観察といった調査活動など、本来、教科等の学習に相当する内容の一部が学校行事として行われている状況があることを踏まえて、カリキュラム・マネジメントの観点から学校行事と教科等の関連性を見直し、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置づけることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す。
- 各学校における学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例について提示する。

【支援が必要な児童生徒・家庭への対応】

- どのような業務を教師に任せ、どのような業務をスクールカウンセラー等の専門的な人材に任せるか明確にするとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員や母語が分かる支援員の方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うことができるよう、積極的な参画を促進する。
- 保健室登校への対応など養護教諭の負担が増加している状況等を踏まえ、養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても検討する。
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。

※「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において取りまとめられた、教育委員会等や各学校が取り組むべき方策については、文部科学省として必要な指導・助言等を行い、教育関係者が一丸となって「学校における働き方改革」を実現するための後押しを行う。

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 学校単位で作成される計画については、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化の観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充実を図る観点から、統合して作成することも推進するよう促す。
- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教師が協力して作成し共有化するなどの取組を推進するよう促す。
- 児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図り、効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示し、教育委員会等の検討を促す。
- 教育委員会において、教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ&ビルドの視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていくとともに、教育委員会において計画等のひな形を提示する際には、過度に複雑なものとせず、PDCAサイクルの中で活用されやすいものになるよう促す。
- 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするとともに、教育委員会にも国を参考とした取組を進めてもらうよう促す。
- 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を行うよう促す。

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、教師の勤務時間管理を徹底する。勤務時間管理に当たっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう促す。
- 登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間

等，通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を行う場合，服務監督権者は，正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底する。

- 保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう，緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で，留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- 部活動については，適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。
- 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。
- 適正な勤務時間の設定に係る取組について，各学校においては学校運営協議会の場等を活用しながら，保護者や地域の理解を得られるよう，文部科学省や各教育委員会等も，全国レベル・地域レベルのPTA連合会等の協力も得るため，必要な要請を行う。

（２）教職員全体の働き方に関する意識改革

- 学校における業務改善を図っていくためには，校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であり，教職員の組織管理や時間管理，健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成するための研修を実施するとともに，都道府県教育委員会等の研修でも，上記観点を盛り込むよう促す。また，管理職登用の際にもそのような能力を教育委員会等は適正に評価するよう促す。
- 管理職だけでなく，学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために，各教育委員会等において，働き方に関する必要な研修が実施されるよう促す。
- 校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み，管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに，教職員一人一人が業務改善の意識をもって進めるために，人事評価が積極的に活用されるよう促す。
- 学校運営の組織的・継続的な改善を図りつつ，各学校が保護者や地域住民等に対し，適切に説明責任を果たし，その理解と協力を得るためにも，学校評価において重点的な評価項目の一つとして，業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け，自己評価はもとより，学校関係者評価についても積極的に実施していくとともに，学校の実情等を踏まえ，第三者評価についても積極的に検討していくよう促す。
- 教育委員会等は，学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進するとともに，教育委員会が策定する業務改善方針・計画や，実施する業務改善の取組について，毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げるよう促す。

(3) 時間外勤務の抑制のための措置

政府全体の「働き方改革実行計画」において、時間外労働の限度について原則月 45 時間、年 360 時間と示されている。それを参考にしつつ、教師が、長時間勤務により健康を害さないためにも、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

※ 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において、更に検討すべきとされた課題については、引き続き検討を行う。

4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

「学校における働き方改革」を実現するためには、これまで掲げた方策の実施に必要な環境整備が必要不可欠である。そのため、文部科学省として、平成 30 年度予算案において必要な予算を別紙 2 のとおりまとめている。

今後も、「学校における働き方改革」を進めるに当たり、業務や予算の効率化を進めつつ、必要な予算の確保に努めていく。

5. 進捗状況の把握等

本緊急対策に掲げる取組については、「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」をはじめとした既存の調査等を活用しつつ、文部科学省として、進捗状況を把握し、必要な取組を進める。

学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）

【平成 29 年 12 月 22 日 中央教育審議会】（抄）

＜基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務＞

①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整については、基本的には「学校以外が担うべき業務」であり、その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべきものとする。

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃については学校の業務である。⑧部活動については、学校の判断により実施しない場合もあり得るが、実施する場合には学校の業務として行うこととなる。これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。地域や学校の実情を踏まえ、⑤調査・統計等については事務職員等、⑥児童生徒の休み時間における対応や⑦校内清掃については地域ボランティア等、⑧部活動については部活動指導員をはじめとした外部人材、というように教師以外の者が担うことも積極的に検討すべきである。

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、基本的には学校・教師の業務である。⑩授業準備や⑪学習評価や成績処理における補助的な業務についてはサポートスタッフ等が担い、⑫学校行事の準備・運営のうち、児童生徒の指導に直接的に関わらない業務については、事務職員や民間委託等の外部人材等が担うことで、当該業務の本質的な業務について教師が集中できるようになる。また、⑨給食時の対応については学級担任と栄養教諭等との連携による工夫等が考えられるほか、⑬進路指導については事務職員や民間企業経験者などの外部人材等、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが、当該業務の一部について担う方が児童生徒に効果的な対応ができる場合もある。

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【平成30年度予算案】

I. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実



● 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実

- ▶ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、
一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応）
・・・ +1,000人
- ▶ 中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実・・・ +50人

● 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化

- ▶ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・ +40人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善。

II. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用



- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進・・・ 61億円
【SC:26,700校】 【SSW:7,500人】
- スクール・サポート・スタッフの配置・・・ 12億円(新 規) 【 3,000人】
※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置・・・ 5億円(新 規) 【 4,500人】
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進・・・ 2億円 【 3,100校】
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究・・・ 0.1億円

III. 学校が担うべき業務の効率化及び精選



- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣・・・ 1.3億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの実証研究・・・ 3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実・・・ 1.1億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実・・・ 0.2億円(新 規)